瀬戸市職員の退職年金等に関する条例の臨時特例の一部を改正する条例 及び瀬戸市職員の退職年金等に関する条例の臨時特例等の一部を改正する 条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年10月1日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市条例第29号

線で示すように改正する。

瀬戸市職員の退職年金等に関する条例の臨時特例の一部を改正する 条例及び瀬戸市職員の退職年金等に関する条例の臨時特例等の一部 を改正する条例の一部を改正する条例

(瀬戸市職員の退職年金等に関する条例の臨時特例の一部を改正する条例の一部改正)

第1条 瀬戸市職員の退職年金等に関する条例の臨時特例の一部を改正する条例(昭和42年瀬戸市条例第7号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下

改正後	改正前
附則	附則
1及び2 <省略>	1及び2 <省略>
(低額年金の年額についての特例)	(低額年金の年額についての特例)

3 退職年金又は遺族年金で、次の表の左欄の区 3 分のいずれかに該当するものの令和7年4月分 以降の年額がそれぞれ同表の左欄の区分に対応 する同表の右欄に定める額に満たないときは、 当該右欄に定める額をもってその年額とする。

退職年金又は遺族年金	金額
65歳以上の者に給す	円
る退職年金	1, 185, 900

3 退職年金又は遺族年金で、次の表の左欄の区分のいずれかに該当するものの<u>令和6年4月分</u>以降の年額がそれぞれ同表の左欄の区分に対応する同表の右欄に定める額に満たないときは、当該右欄に定める額をもってその年額とする。

退職年金又は遺族年金	金額
65歳以上の者に給す	円
る退職年金	1, 163, 300

65歳未満の者に給す る退職年金	889, 400
遺族年金	829, 200

- 4 令和7年3月31日以前に給与事由の生じた 4 令和6年3月31日以前に給与事由の生じた までの年額については、なお従前の例による。
- 5 <省略>

65歳未満の者に給す る退職年金	872, 400
遺族年金	813, 400

- 前項に規定する退職年金又は遺族年金の同月分| 前項に規定する退職年金又は遺族年金の同月分 までの年額については、なお従前の例による。
 - 5 <省略>

(瀬戸市職員の退職年金等に関する条例の臨時特例等の一部を改正する 条例の一部改正)

第2条 瀬戸市職員の退職年金等に関する条例の臨時特例等の一部を改正 する条例(昭和51年瀬戸市条例第37号)の一部を次のように改正す る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下 線で示すように改正する。

改正後	改正前
附則	附則
(遺族年金の年額に係る加算の特例)	(遺族年金の年額に係る加算の特例)

- 第3条 遺族年金を受ける者が妻であって、その|第3条 遺族年金を受ける者が妻であって、その 妻が次の各号のいずれかに該当する場合には、 その年額に、当該各号に掲げる額を加えるもの とする。
 - (1) 扶養遺族(当該妻により生計を維持し、又 は当該妻と生計を共にする瀬戸市職員の退職 年金等に関する条例(昭和30年瀬戸市条例 第14号) 第8条第1項に規定する遺族で、 遺族年金の支給を受けるべき要件を備えたも のをいう。) である子が2人以上ある場合 27万9, 100円
 - (2) 扶養遺族である子(前号に規定する子に限 (2) 扶養遺族である子(前号に規定する子に限 る。)が1人ある場合 <u>15万9,400円</u>

- 妻が次の各号のいずれかに該当する場合には、 その年額に、当該各号に掲げる額を加えるもの とする。
 - (1) 扶養遺族(当該妻により生計を維持し、又 は当該妻と生計を共にする瀬戸市職員の退職 年金等に関する条例(昭和30年瀬戸市条例 第14号)第8条第1項に規定する遺族で、 遺族年金の支給を受けるべき要件を備えたも のをいう。) である子が2人以上ある場合 27万3,900円
 - る。)が1人ある場合 <u>15万6,400円</u>

- (3) 60歳以上である場合(前2号に該当する場合を除く。) 15万9,000円
- 場合を除く。) <u>15万6,000円</u>

(3) 60歳以上である場合(前2号に該当する

2 <省略>

2 <省略>

附則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の瀬戸市職員の退職年金等に関する条例の臨時特例の一部を改正する条例 (以下「改正後の条例第7号」という。)及び第2条の規定による改正 後の瀬戸市職員の退職年金等に関する条例の臨時特例等の一部を改正す る条例(以下「改正後の条例第37号」という。)の規定は、令和7年 4月1日から適用する。

(多額所得による退職年金停止についての経過措置)

第2条 令和7年4月分から同年6月分までの退職年金に関する瀬戸市職員の退職年金等に関する条例の臨時特例(昭和24年瀬戸市条例第11号)第3条の規定の適用については、附則第4条の規定による改定を行わないとした場合に受けることとなる退職年金の年額をもって退職年金の年額とする。

(遺族年金の年額に係る加算についての経過措置)

第3条 改正後の条例第37号附則第3条第1項の規定は、令和7年4月 1日前に支給すべき事由の生じた遺族年金で令和7年4月分以後に支給 すべきものについて適用し、令和7年3月分以前に支給すべき遺族年金 については、なお従前の例による。

(退職年金及び遺族年金の年額の改定)

第4条 職員に給する退職年金又はその者の遺族に給する遺族年金については、令和7年4月分以降、これらの年額を、これらの年額の計算の基

礎となっている給料年額にそれぞれ対応する附則別表の仮定給料年額を 退職又は死亡当時の給料年額とみなして算出して得た年額に改定する。

(職権改定)

第5条 この条例の規定による退職年金又は遺族年金の年額の改定は、市 長が受給者の請求を待たずに行う。

(内払)

第6条 改正後の条例第7号及び改正後の条例第37号の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の瀬戸市職員の退職年金等に関する条例の臨時特例の一部を改正する条例又は第2条の規定による改正前の瀬戸市職員の退職年金等に関する条例の臨時特例等の一部を改正する条例の規定に基づいて支給された退職年金又は遺族年金は、それぞれ改正後の条例第7号又は改正後の条例第37号の規定による退職年金又は遺族年金の内払とみなす。

附則別表 (附則第4条関係)

退職年金又は遺族年金の年額の計算	仮定給料年額
の基礎となっている給料年額	
円	円
1, 147, 000	1, 200, 900
1, 197, 800	1, 254, 100
1, 250, 000	1, 308, 800
1, 301, 700	1, 362, 900
1, 354, 600	1, 418, 300
1, 387, 400	1, 452, 600
1, 420, 300	1, 487, 100

1, 457, 600	1, 526, 100
1, 510, 800	1, 581, 800
1, 556, 600	1,629,800
1, 599, 400	1, 674, 600
1,651,000	1,728,600
1, 703, 100	1, 783, 100
1, 759, 800	1,842,500
1,817,200	1, 902, 600
1,888,700	1, 977, 500
1, 933, 900	2, 024, 800
1, 992, 000	2, 085, 600
2,048,700	2, 145, 000
2, 161, 000	2, 262, 600
2, 191, 200	2, 294, 200
2, 277, 800	2, 384, 900
2, 392, 800	2, 505, 300
2, 520, 000	2, 638, 400
2, 584, 900	2, 706, 400
2,646,800	2, 771, 200
2, 735, 200	2, 863, 800
2, 787, 300	2, 918, 300
2, 938, 000	3, 076, 100
3, 012, 900	3, 154, 500
3, 090, 900	3, 236, 200

3, 241, 400	3, 393, 700
3, 393, 000	3, 552, 500
3, 432, 600	3, 593, 900
3, 557, 900	3, 725, 100
3, 735, 700	3, 911, 300
3, 911, 900	4, 095, 800
4,020,600	4, 209, 600
4, 126, 700	4, 320, 700
4, 342, 000	4, 546, 100
4, 552, 800	4,766,800
4, 594, 200	4, 810, 100
4,758,000	4, 981, 600
4, 964, 600	5, 197, 900
5, 170, 100	5, 413, 100
5, 374, 200	5, 626, 800
5, 503, 100	5, 761, 700
5,640,400	5, 905, 500
5, 904, 900	6, 182, 400

退職年金又は遺族年金の年額の計算の基礎となっている給料年額が 1,147,000円未満の場合においては、その年額に1.047 を乗じて得た額(50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5 0円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げ る。)を、5,904,900円を超える場合においてはその年額を仮 定給料年額とする。